

在留期間の更新

上陸の際や在留資格変更の際に決定された在留期間を超えて在留する場合、在留期間の更新手続きが必要です。

この手続きは、在留期間満了日のおおむね3か月前から受け付けていますので、該当する人は、早めに国際・留学支援課まで来てください。

●必要書類

1. 在留期間更新許可申請書【新様式】 国際・留学支援課でお渡しできます。
 要写真貼付
2. パスポート
3. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））
4. 在学証明書（自動発行機で発行できます。）
5. 成績証明書（学生カウンターで申請してください。1学年前期中は除く。）
6. 在留期間更新許可申請書（所属機関用）

その他：留学ビザの更新の場合で、成績証明書が出ない場合
 前在籍学校の卒業証明書・成績証明書

許可された場合

7. 手数料納付書（4,000円の収入印紙 貼付）
 郵便局で販売しています。
8. 資格外活動許可申請書 国際・留学支援課でお渡しできます。

6の在留期間更新許可申請書（所属機関用）は、1～3の書類（記載済のもの）を揃えて、国際・留学支援課に申請してください。

また、福井県内に住所がある方は、大学が取次申請することができます。

取次申請しない学生は、許可後、在留カードとパスポートを国際・留学支援課まで提示に来てください。

アルバイトを行う場合に ～資格外活動許可の申請～

留学生として、「留学」の在留資格で日本に滞在する外国人の皆さんは、原則として就労することが認められていません。

アルバイトをするためには、資格外活動の許可申請を行い、入国管理局から許可を受ける必要があります。

本学では、アルバイト希望の有無に関わらず、在留期間更新許可時にあわせて、必ず申請することとしています。

なお、休学した場合、大学での勉強や研究活動を行っていないため、「留学」の在留資格を満たさないとみなされます。そのため、休学中は資格外活動許可を取得していても、アルバイトを行うことは認められていません。

●必要書類

1. 資格外活動許可申請書【新様式】 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. パスポート
3. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））

【留学生に認められているアルバイト】

この条件を満たさないアルバイトは許可されません。アルバイトを探す場合は、必ずこのルールを守って探してください。

- 週につき28時間以内

※ 長期休業（春季・夏季・冬季）期間中は、1日につき8時間以内

- 風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所で行われるもの

※制限時間を超えてアルバイトを行った場合、本国への送還・罰金・懲役などの処分を受けることがあります。絶対にルールを守るようにしてください。

※風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。また、スナック、ナイトクラブ、客の接待をして飲食させるバー・喫茶店などでは、皿洗いや掃除をすることも禁止されていますので、絶対にアルバイトを行わないでください。

以下の業務については、資格外活動許可は不要です。

- 本学のTA及びRAとして従事する場合
- 本学において実験補助・資料整理等謝金の支給を伴う業務

卒業後も就職活動のために引き続き日本に滞在するには

留学生の皆さんのうち、学部、大学院の正規課程を卒業／修了した方で、在学中に就職先が決まらず、卒業・修了後も引き続き就職活動を行う場合は、「(継続就職活動のための) 特定活動」という在留資格に変更する必要があります。

これにより、6 ヶ月間の滞在が可能となり、更に在留期間の更新が認められれば、最長で1年程度の滞在が可能となります。

※研究生等の非正規生は対象となりません。また、「単位取得退学」の扱いとなった方は、本制度を利用し、「特定活動」の在留資格へ変更することはできません。ご注意ください。

※はじめの6ヶ月経過後に在留期間の延長を申請する場合は、再度同じ手続・書類が必要です。大学の推薦状発行に必要な活動記録等はきちんと残しておいてください。

●必要書類

1. 在留資格変更許可申請書【新様式】 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. パスポート
3. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））
4. 在留中の経費支弁を証明する文書
（預金通帳のコピー、母国からの送金を証明する文書等）
5. 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料
（就職活動記録、選考結果の通知書類等）
6. 卒業・修了証明書（学生カウンターで申請してください。）
7. 大学からの推薦状

その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

大学からの推薦状は、1～5の書類（記載済のもの）をそろえて就職・生活支援課まで申請してください。

許可された場合

8. 手数料納付書（4,000円の収入印紙 貼付）
郵便局で販売しています。
9. 資格外活動許可申請書

再入国の手続き

2012年7月9日に開始する新しい在留管理制度の導入に伴い、「みなし再入国許可」の制度が導入されます。

有効なパスポートおよび在留カードを所持する外国人（注1）の方が出国する際、出国後1年以内（注2）に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。また、みなし再入国許可による再入国時の手数料は不要です。

本制度での出国を希望する場合は、出国時に配布される「再入国出国記録（再入国用EDカード）」の「みなし再入国許可の意思表示欄」にチェックすることで、再入国ができるようになります。

なお、みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。また、出国後1年以内（注2）に再入国しないと、在留資格が失われますので注意してください。

（注1）「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポートや、外国人登録証明書（みなし在留カード）を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。
（注2）在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国する必要があります。

もし1年の期間を超えて出国する予定がある場合は、これまでどおり再入国許可を受けて出国する必要があります。その際の手数料は、これまで同様、下記のとおりです。

●必要書類

再入国許可申請書

パスポート

在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））

手数料納付書（収入印紙）

1回限り有効：3,000円 / 数次：6,000円

就職先が内定した場合

留学生の皆さんが日本において就職する場合には、「留学」の在留資格から「人文知識・国際業務」や「技術」など、就労が可能な在留資格に変更することが必要となります。

入国管理局では、原則として、就職する年の1月頃から申請受付を開始します。審査には1～3ヶ月程度かかるため、早めに準備を行ってください。

●必要書類

1. 在留資格変更許可申請書
2. パスポート（入国管理局で提示してください。）
3. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード）
（入国管理局で提示してください。）
4. 履歴書（書式は自由。学歴、職歴を記載してください。）
5. 雇用契約書のコピー
6. 雇用企業の商業法人登記簿謄本および決算報告書
7. 会社案内（パンフレット）
8. 卒業証明書もしくは卒業見込み証明書

その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

許可された場合

9. 手数料納付書（4,000円の収入印紙 貼付）
郵便局で販売しています。

内定したが、入社が来年度になった場合

9月末に卒業／修了する留学生や「(継続就職活動のための)特定活動」の在留資格を得て就職活動中に内定を得た方で、入社が来年度に決まった方は、入社までの期間は、「(内定者のための)特定活動」という在留資格に変更する必要があります。

●必要書類

1. 在留資格変更許可申請書【新様式】
入国管理局で入手するか、法務省 HP からダウンロードできます。
2. パスポート (入国管理局で提示してください。)
3. 在留カード (もしくは外国人登録証明書 (みなし在留カード))
(入国管理局で提示してください。)
4. 在留中の経費支弁を証明する文書
(預金通帳のコピー、母国からの送金を証明する文書等)
5. 履歴書 (書式は自由。学歴、職歴を記載してください。)
6. 採用内定通知書
7. 雇用企業の商業法人登記簿謄本および決算報告書
8. 会社案内 (パンフレット)
9. 卒業証明書または学位記

その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

許可された場合

7. 手数料納付書 (4,000円の収入印紙 貼付)
郵便局で販売しています。
8. 資格外活動許可申請書 国際・留学支援課でお渡しできます。

入国管理局への届出

I 氏名や国籍等の変更

結婚等により氏名や国籍などに変更があった場合は、**14 日以内**に入国管理局へ届出が必要です。

●必要書類

1. 在留カード記載事項変更届出書 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. 顔写真
3. パスポート
4. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））

入国管理局への届出

○活動機関に関する届出

2012年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可を受けた方は、卒業・修了や退学など、大学から籍が無くなる場合、また、他の大学に転学・進学する場合、**14日以内**に入国管理局に届出が必要です。

届出は、入国管理局の窓口を持参するか、もしくは郵送により行ってください。

郵送する場合は、在留カードの両面のコピーを同封して、下記の住所に送付してください。

<郵送先>

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局 在留管理情報部門
※封筒の表面に、「届出書在中」と赤字で書いてください。

○必要書類

- ・卒業・修了、退学・除籍、雇用期間の終了のとき（活動機関からの離脱）
 1. 活動機関に関する届出（離脱） 国際交流室でお渡しできます。
 2. 在留カード（郵送の場合は、在留カードの両面コピーを同封すること）

- ・他の大学等に転学・入学したとき（活動機関からの離脱・活動機関からの移籍）
 1. 活動機関に関する届出（離脱・移籍）
 2. 在留カード（郵送の場合は、在留カードの両面コピーを同封すること）

※大学を通じて提出してほしい場合は…

- ・書類を記入して

- ・在留カードを持って

国際・留学支援課までお越しくください。

在留カードの再交付

I 在留カードの再交付（紛失・盗難の場合）

在留カードを無くしたり、盗まれてしまったりした場合は、その事実が判明した日から **14日以内**に入国管理局へ届出が必要です。

●必要書類

1. 在留カード再交付申請書（紛失再交付） 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. 顔写真
3. 在留カードを失ったことを証明する資料（例：遺失届出証明書、盗難届出証明書）
※提出できない場合はその理由および紛失した状況を記載した理由書
4. パスポート

在留カードの再交付

Ⅱ 在留カードの再交付（汚損等の場合）

在留カードがひどく汚れてしまったり、割れてしまったりした場合は、できるだけ早く届出を行い、在留カードの再交付を受けてください。

●必要書類

1. 在留カード再交付申請書（汚損等再交付） 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. パスポート
3. 在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））
4. 在留カードの再交付（交換希望の場合）

在留カードの再交付

Ⅲ 上記Ⅰ、Ⅱ以外の理由により在留カードの交換を希望する場合は、入国管理局で申請を行ってください。

●必要書類

1. 在留カード再交付申請書（交換希望） 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. パスポート
3. 在留カード
4. 手数料：1,300円（収入印紙）

在留カードの交付

在留カード交付申請（在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切替え）

●必要書類

1. 在留カード交付申請書 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. パスポート
3. 外国人登録証明書（みなし在留カード）

住所の変更について

変更後の住居地に移転した日から **14 日以内**に、移転先の市町村役場窓口で転入の届出が必要です。

●必要書類

住民異動届（市町村役場にあります）

在留カード（もしくは外国人登録証明書（みなし在留カード））

転出証明書

※他の市町村へ引っ越しを行った場合のみ。

引っ越す前の住居地の市町村役場窓口にて手続きを行ってください。同じ市町村内で引越（例：永平寺町松岡御陵→永平寺町松岡兼定島）した場合は不要です。

国民健康保険の加入

留学の在留資格を有する者はすべて、国民健康保険に加入することになっています。この保険に加入するには国民健康保険料が必要ですが、加入することにより治療費は30%負担で済みます。

さらに、国民健康保険には、同月内 同一病院における本人負担が一定の金額を超える場合は、その超えた額が請求により払い戻される「高額療養費の制度」もあるので、大きな病気や入院した場合に有利です。

※手続きは、居住する市町村役場で行ってください。

住居地の届出を済ませていない人は、先に済ませてください。

※保険料については、各人の前年所得により異なりますので、詳細は居住する市町村役場へお問い合わせください。

●必要書類

国民健康保険被保険者異動届（市町村役場にあります）

在留カード

国民年金

日本国内に住んでいる20歳から60歳までの人は、国民年金に加入することになっています。所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は、学生納付特例制度を利用できます。詳細は居住する市町村役場の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

卒業後の在留（重要）

継続就職活動のための在留以外に、卒業後に日本に在留する場合は、在留資格を「留学」から日本国内で行う活動に応じて他の在留資格に変更しなければなりません。就職等により日本滞在を継続する場合は、速やかに在留資格の変更を行ってください。

また、許可された在留資格「留学」の在留期限が卒業した後残っていたとしても、大学を卒業した後は、留学生ではありませんから、日本滞在を継続する場合は、**在留資格の変更が必要**です。

これらの手続きを怠ると不法滞在となりますので充分注意してください。

入国管理局への届出

Ⅱ 活動機関に関する届出

2012年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可を受けた方は、卒業・修了や退学など、大学から籍が無くなる場合、また、他の大学に転学・進学する場合、**14日以内**に入国管理局に届出が必要です。

届出は、入国管理局の窓口を持参するか、もしくは郵送により行ってください。

郵送する場合は、在留カードの両面のコピーを同封して、下記の住所に送付してください。

〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30 東京入国管理局 在留管理情報部門
※封筒の表面に、「届出書在中」と赤字で書いてください。

●必要書類

卒業・修了、退学・除籍、雇用期間の終了のとき（活動機関からの離脱）

1. 活動機関に関する届出（離脱） 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. 在留カード（郵送の場合は、在留カードのコピーを同封すること）

他の大学等に転学・入学したとき（活動機関からの移籍）

1. 活動機関に関する届出（移籍） 国際・留学支援課でお渡しできます。
2. 在留カード（郵送の場合は、在留カードのコピーを同封すること）